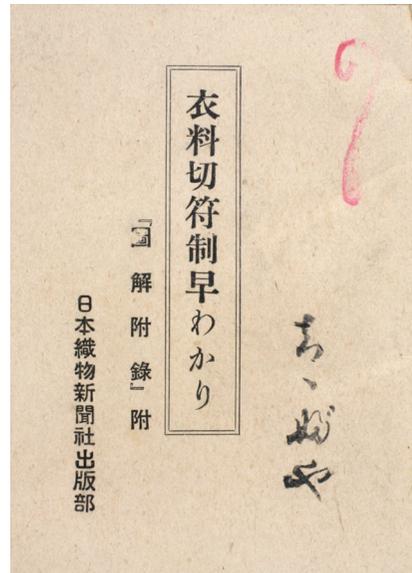


強まる戦時体制（衣料切符）

三、洋 服 類		一枚	六點
1、背廣、モーニング、タキシード、燕尾服またはフロックコート トの三揃	一組	五〇點	
2、同上衣	一着	二五點	
3、同チヨッキ(編チヨッキを除く)	一着	一〇點	
4、同ズボン	一着	一五點	
5、詰襟服、折襟服または運動服(登山服、スキー服、乗馬服等) の上下揃	一揃	四〇點	
6、同上衣	一着	二五點	
7、同ズボン	一着	一五點	
8、國民服、團服、學生服または訓練服の上下揃	一揃	三二點	

— 49 —

* 吉田家文書追加12「衣料切符制早わかり」



解説

1937（昭和12）年開始の日中戦争は長期化し、政府は戦時体制を強めていきました。

軍需品の生産が優先された結果、生活必需品の生産が圧迫され、砂糖・マッチ・木炭・綿製品などが切符制になりました。

左の写真は1942（昭和17）年1月発行の「衣料切符制早わかり」です。同年から導入されることになった衣料切符制度の趣旨や、実際に衣料切符を使って衣料を購入する方法を解説しています。

衣料切符は商工大臣により毎年発行され、1年分として一人当たり、市部では100点、郡部では80点分が配布されました。衣料品購入の際、店が必要点数分の小切符を切り取りました。家族以外で融通しあうことは固く禁じられていたため、年末に切符が無くなって困ることのないよう、1年間の購入計画をしっかりと立てて使用することを求めています。

資料の中に、「割当点数で十分」「今次大東亜戦争完遂のためには裸になっても勝ち抜かねばならん」「ぜいたくな衣料は一切かなぐり捨て」など耐乏生活を鼓舞する言葉が並んでいます。



* 右の写真は衣料切符のコピーです（一般郷土史料1094）。衣料品購入には小切符（写真画面左部分）が必要でした。さらに「靴下」や「タオル」など制限品として特別に指定された製品の場合は、制限小切符（画面右側）も必要で、指定された数量しか買うことができませんでした。